

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

5月号に引き続き、当県民会議で所有しているDVDを紹介したいと思います。無料で貸出しをしておりますので、職員の方の指導、教養用にご利用ください。借用を希望する方は、直接おいでいただくか、電話による申込みをお願いします。また、暴対法第9条の27の行為からシリーズで紹介します。

タイトル・主な内容

タイトル: 暴力団排除

～絶対に負けません～

反社会的勢力の企業に対する嫌がらせとも言える行為により、金品を得ようとする輩は現在でも減少したとは言えず対応策については、マニュアル化しておく必要があります。必ず皆さんの前に現れます。反社会的勢

タイトル: 教訓

～失敗を乗り越えて～

兄の会社は暴力団の餌食になり、弟が興した新会社にも反社の影が忍び寄る。暴力団排除に毅然として立ち上がった兄と弟「もうお前らの好きにはさせん。」

タイトル: 暴力団排除

～入札妨害・就労支援～

○ 入札妨害

○ 就労支援

○ 離脱者受け入れ事業主インタビュー

タイトル: そのときどうす

～初めての不当要求対応: 電話編～

- オープニング
- 不当要求への対応
- 苦情が不当要求になってしまう事例への対応
- 不当要求電話への対応
- 迷惑電話への対応
- エンディング

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、1号から6号まで簡単に説明します。

- 1号 人の弱みにつけこみ、口止め料を要求する行為
- 2号 寄付金、賛助金などをむやみやたらに要求する行為
- 3号 下請工事、資材の搬入などを要求する行為
- 4号 縄張りの業者に「あいさつ料」などを要求する行為
- 5号 縄張り内の業者に用心棒代、入場料など購入する行為
- 6号 高金利の債権取り立てる行為

<暴追> 他県の相談事例 表題: 「暴力団組長から水漏れ修繕の仕事依頼のある相談受理」

相談者の建設会社が「建設したビルの一室にある事務所の水漏れの修繕依頼を受けたが、事務所が暴力団組事務所として使用され、依頼者も暴力団組長からであることが分かり、依頼を断りたいがどうしたらよいか」との相談を受理した。

「対応結果」暴追センターでは、民暴委員の弁護士と提携しており、民暴委員の弁護士を介して、依頼主の相手方である暴力団組長へ断り、本件相談は解決した。

